

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 228

事務事業名	地域相談・計画相談支援等給付費
-------	-----------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	障がい福祉課		
課長名	上新 康雄	内線	89-300
担当者名	池田 哲志	内線	89-301

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政策	020301	障がい者が暮らしやすいまちづくり
施策		障がい者の自立支援の充実
関連施策		

会計	1	一般会計	
款	3	民生費	
項	1	社会福祉費	
目	1	社会福祉総務費	
事業コード	050110	地域相談・計画相談支援等給付費	

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画	障がい者基本計画、障がい福祉計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者)	誰(何)に対して事業を行うか			障害福祉サービス利用者
意図	対象をどのような状態にしたいか			サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの実施によって障がい者の自立支援を図る。
事業概要	意図を達成するために実施することは何か			障害者総合支援法における障害福祉サービスの利用について、長期入院・入所から地域生活に移行する者や、福祉サービスを利用する者全員にサービス利用計画書を作成する。利用開始後も利用状況を把握確認するなど、継続的に支援を行う。
事業期間	平成 24 年度	～	平成 年度	実施方法 直営
根拠法令、要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)			
国・県補助事業に係る本市単独施策	無			

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 相談支援年度末事業者数	計画値	5	7	8	8	ラフ・ラム、悠、スマイル、とみのほら、青風、アトム、とよたけ、パールハイム
		実績値	5	8	8		
		達成度	100.0%	114.3%	100.0%		
成果指標	① 計画相談支援利用者数	計画値	403	650	900	1,053	決定者数の平成26年度から平成27年度の伸び率 111.7%。 943×111.7%=1053
		実績値	473	844	943		
		達成度	117.4%	129.8%	104.8%		
② 地域相談支援利用者数	計画値	15	2	2	5		
	実績値	2	1	5			
	達成度	13.3%	50.0%	250.0%			

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	11,495	16,789	19,492	24,371	22,301	22,301	22,301	0
国庫支出金	5,368	8,394	9,745	12,185	11,151	11,151	11,151	
県支出金	2,684	4,197	4,872	6,092	5,575	5,575	5,575	
地方債								
その他								
一般財源	3,443	4,198	4,875	6,094	5,575	5,575	5,575	
② 人件費(千円)	556	569	727	873	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.07	0.07	0.09	0.12	サービス等 利用計画作 成	同左	同左	
時間外勤務(時間)		20	0	0				
嘱託等人数(人)			0.05	0.00				
フルコスト(①+②千円)	12,051	17,358	20,219	25,244				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

<b>事業の進捗状況</b> 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	計画相談支援は平成27年3月末までに原則全ての利用者を対象としていたが、引き続き全ての利用者(介護保険併給者を除く)への福祉サービス等利用計画書作成が実施できている。
<b>事業が抱える問題・課題等</b>	全ての利用者に福祉サービス等利用計画書が作成されているが、今後は計画書の内容により一層踏み込んだチェック体制が必要になる。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	

負担基準が定められている。

法定給付である。

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

<b>内容</b> 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	障がい者の家族・関係機関と連携を取り、障がい者が自立した生活を送れるように個々に合った適正かつ公平な支援を行っていく。
<b>効果</b> 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	必要かつ適正な福祉サービスが提供され、障がい者の自立が期待される。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。